

## 特定非営利活動法人コネクト・ワン定款 新旧対照表

新	旧	備考欄																		
<p>(事務所)</p> <p>第 2 条 この法人は、主たる事務所を <u>山口県周南市大字鹿野下 1006 番地 3</u> に置く。</p>	<p>(事務所)</p> <p>第 2 条 この法人は、主たる事務所を山口県周南市遠石 2 丁目 10 番 16 号セジュール遠石 A-202 号室に置く。</p>	変更																		
<p>(入会金及び会費)</p> <p>第 8 条 会員は、総会において定める入会金及び会費を納入しなければならない。</p> <p>(1) <u>正会員</u></p> <table border="1" data-bbox="315 646 848 746"> <tr> <td>入会金</td> <td>0 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>会費</td> <td>10,000 円</td> <td>(1 年間分)</td> </tr> </table> <p>(2) <u>賛助会員</u></p> <table border="1" data-bbox="315 794 848 995"> <tr> <td>入会金</td> <td>0 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>会費 [学生]</td> <td>1,000 円</td> <td>(1 年間分)</td> </tr> <tr> <td>会費 [個人]</td> <td>5,000 円</td> <td>(1 年間分)</td> </tr> <tr> <td>会費 [団体]</td> <td>120,000 円</td> <td>(1 年間分)</td> </tr> </table>	入会金	0 円		会費	10,000 円	(1 年間分)	入会金	0 円		会費 [学生]	1,000 円	(1 年間分)	会費 [個人]	5,000 円	(1 年間分)	会費 [団体]	120,000 円	(1 年間分)	<p>(入会金及び会費)</p> <p>第 8 条 会員は、総会において <u>別</u> に定める入会金及び会費を納入しなければならない。</p>	削除 追加
入会金	0 円																			
会費	10,000 円	(1 年間分)																		
入会金	0 円																			
会費 [学生]	1,000 円	(1 年間分)																		
会費 [個人]	5,000 円	(1 年間分)																		
会費 [団体]	120,000 円	(1 年間分)																		
<p>(権能)</p> <p>第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 解散</p> <p>(3) 合併</p> <p>(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更</p> <p>(5) 事業報告及び活動決算</p> <p>(6) 入会金及び会費の額</p>	<p>(権能)</p> <p>第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 解散</p> <p>(3) 合併</p> <p>(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更</p> <p>(5) 事業報告及び活動決算</p> <p>(6) 入会金及び会費の額</p>																			

<p>(7) <u>役員</u>の選任及び解任、職務及び報酬</p> <p>(8) <u>その他運営に関する重要事項</u></p>	<p>(7) <u>その他運営に関する重要事項</u></p>	<p>追加 変更</p>
<p>(権能)</p> <p>第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。</p> <p>(1) 総会に付議すべき事項</p> <p>(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項</p> <p>(3) <u>借入金</u>（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄</p> <p>(4) <u>事務局の組織及び運営</u></p> <p>(5) <u>その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項</u></p>	<p>(権能)</p> <p>第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。</p> <p>(1) 総会に付議すべき事項</p> <p>(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項</p> <p>(3) <u>役員</u>の選任及び解任、職務及び報酬</p> <p>(4) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄</p> <p>(5) 事務局の組織及び運営</p> <p>(6) <u>その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項</u></p>	<p>削除 変更</p>
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この定款は、令和 6 年度総会終了後から施行する。</u></p>		<p>追加</p>